令和2年4月臨時会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和 2年4月30日(木) 開会 午後 1時53分

閉会 午後 2時49分

場所 第3委員会室

出席委員 藤井健志委員長

岡田静佳副委員長

山口京子委員、新井豪委員、齊藤邦明委員、梅澤佳一委員、本木茂委員、

江原久美子委員、町田皇介委員、木村勇夫委員、石渡豊委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

北島通次総務部長、坂本泰孝税務局長、若林裕樹参事兼税務課長、

[県民生活部関係]

山野均県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、 宍戸佳子県民生活部副部長、田沢純一広聴広報課長、久保佳代子国際課長、 小川美季男女共同参画課長、関口修宏消費生活課長

会議に付した事件並びに審査結果

議案

議案番号	件	名	結	果
第84号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算 民生活部関係	(第3号) のうち県	原案可	可決
第87号	専決処分の承認を求めることについ ⁻ 一部を改正する条例)	て(埼玉県税条例の	承	認

【付託議案に対する質疑(総務部関係)】

山口委員

- 1 第87号議案「専決処分の承認を求めることについて(埼玉県税条例の一部を改正する条例)」について、本議案が出てきた背景について伺いたい。
- 2 一般的に、法人事業税は法人の所得に対して課税されるものと認識しているが、収入 割により課税されるのは、どのような法人なのか。また、それらの法人に収入割が課税 されるのはどのような理由か伺いたい。
- 3 電気供給業を行う法人は、本県においてどのくらいあるか。また、今回の課税方式の 見直しによる影響額はどのくらいか。
- 4 不動産取得税の特例措置の延長が2件あるが、これらの適用実績はどのくらいあるのか。

参事兼税務課長

- 1 平成27年度の電気事業法改正により、28年度以降小売全面自由化等の改革が段階的に実施され、令和2年度には送配電部門の法的分離がなされることとなった。そこで、平成31年度与党税制改正大綱において、法人事業税における収入金額課税全体の在り方を踏まえながら、これらの法人に対する課税について、付加価値割及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討することとされた。この内容を踏まえ、経済産業省から令和2年度税制改正要望として、電気供給業について収入金額課税とする根拠は既に失われているとして、課税の公平性の観点から一般の事業と同様の課税方式への変更を求める要望が出された。その一方で、大幅な収入減につながる原子力発電施設立地県等の都道府県から、収入金額課税制度堅持の強い要望が出された。全国知事会においても「収入金額課税制度の堅持に関する緊急提言」がまとめられ、政府・与党関係者に要請活動が行われたと聞いている。このような要望などを踏まえて議論が行われた結果、発電・小売電気事業について、収入割の2割程度の見直しが行われたと聞いている。
- 2 収入割が課税されるのは、電気供給業、ガス供給業及び保険業を営む法人である。今回改正されるのは電気供給業であるが、電気供給業を営む法人については発電所など大規模な施設及び多くの従業員等を有し、他の一般の事業を営む法人と比較して、都道府県から多大な行政サービスを受けている。これらの法人について、所得を課税標準として課税した場合には、その事業規模や活動量等が大きいにもかかわらず、本来負担すべき税額よりも非常に少額の負担となり、受益に見合う適正な税負担を求めることができない。こうしたことから、一定の事業規模を表す外形的な基準である収入金額を課税標準として収入割が課税されているものである。
- 3 電気供給業を行う法人は、本県においては448社ある。影響額については、本改正は令和2年4月1日以後に開始する事業年度に係る課税に対して適用されるため、令和2年度の影響は、ほとんどないと考えている。平年度の影響額として、地方財政対策では、全国で約175億円の税収減を見込んでいる。本県において、平成30年度の決算の状況を踏まえ見込んだところによると、電気供給業の収入割の税収約9億円のうち、約2,000万円の税収減を見込んでいる。
- 4 2件のうち、宅地建物取引業者等が住宅を新築した日から6月以内に他者に譲渡した

場合に課税しない措置について、その期間を6月から1年に緩和する特例措置については、平成30年度は685件の適用実績がある。もう1点の新築住宅用土地の減税措置については、土地取得後から住宅新築までの経過年数の要件を2年から3年に緩和する特例措置は、平成30年度は44件の適用実績がある。

前原委員

電気供給業者448社のうち、今回の改正の対象数はどれくらいか。

参事兼税務課長

448社のうち、対象とならない法人が1社ある。残りの447社が対象となる。

【付託議案に対する質疑(県民生活部関係)】

山口委員

- 1 県民への新型コロナウイルス感染症に関する情報発信について、発信する情報の内容 はどのようなものを考えているのか。その際、知事自ら出演して協力要請を行うなど検 討しているのか。
- 2 外国人の適切な医療機関受診方法等の周知について、既に外国人総合相談センターを 設置しているが、新たに外国人向け新型コロナウイルス相談ホットラインを設置するこ とにより、どのような効果があるのか。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、緊急事態宣言の発令により、外出自粛や休業要請などが行われている。それに伴い、自宅にこもるストレスや経済的不安の増大が背景となり、DVの増加や深刻化がされるのではとの報道が日々なされているところである。こうした中で、埼玉県における相談状況はどうなっているのか。
- 4 生活必需品監視等事業において価格監視員を配置する10市とはどこか。具体的な調査方法及び日数はどうなっているのか。調査対象の小売店舗は無作為に抽出するのか。 また、職員による勧告等を行うとあるが、罰則はあるのか。

広聴広報課長

1 大きく二つ考えている。一つは「啓発」、もう一つは「支援」である。「啓発」では 外出自粛などの感染拡大防止に関する情報を発信する。「支援」では県内中小企業や個 人事業主への金融支援や、休業・失業で生活資金にお困りの方に向けた特例貸付の情報 など、感染症の影響を受けた方々を支える情報を発信していく。知事の出演については、 可能な限り知事自ら出演していただきたいと考えている。

国際課長

2 現在、外国人総合相談センターへ新型コロナウイルス関連の相談が増えている中、体調不良など医療機関の受診に係る相談が多くなっている。そこで、日本語の理解が必ずしも十分でない外国人が通訳を通じて、新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターや帰国者・接触者相談センターに直接相談をすることにより、速やかに外国人相談者の不安解消と感染防止につながる効果があると考えている。

男女共同参画課長

3 埼玉県では、婦人相談センターや男女共同参画推進センターのほか、県福祉事務所や

各市町村が窓口となってDV相談を受けている。相談件数は現時点では昨年並みであるが、窓口には「加害配偶者や子供がいて相談しにくい」といった声も寄せられており、DV事案の潜在化、深刻化しているのではないかという懸念がある。これらの事案の相談等に備え、大型連休中も婦人相談センターや男女共同参画推進センターでDV相談の窓口を開くなどしており、しっかりと対応していきたい。

消費生活課長

4 現在、県職員がさいたま市、川口市、熊谷市、川越市及び春日部市の計5市で調査を行っている。これに、中核市、人口の多い市、地域のバランスを考慮し、越谷市、所沢市、上尾市、久喜市、東松山市及び秩父市の計6市を加えた計11市のうち、県職員が引き続き調査をするさいたま市を除く10市で価格監視員を配置する。米、食パンなどの食品5品目と、マスク及びアルコール消毒液の2品目の計7品目がそろっているスーパーマーケットで調査することを考えている。1店舗は定点監視である。もう1店舗については、監視員を消費生活相談員等に予定しているため、消費生活相談で得た情報をもとに監視していただくことを想定している。日数は、これまでの県職員による調査は週2日だったが、これを週3日とする。勧告は埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく行政指導なので、罰則はない。

山口委員

DV相談等の件数は昨年度並みとのことだが、市町村には相談はないのか、あるいは市町村との連携は行っているのか。

男女共同参画推進課長

婦人相談センターに専門的な知見があるため、市町村に対して研修を行ったり、市町村からの相談に対応したりするなどの連携をしている。

新井委員

手話通訳の導入について1点だけ伺いたい。3月下旬ごろから知事の記者会見が全国ネットのニュースで放映されるようになったが、残念ながら埼玉県は、知事の記者会見に手話通訳を伴っていない、全国でも珍しい、遅れている県であることがPRされてしまった。そこで1か月ほど前から執行部に知事会見での手話通訳について、リアルタイムで知事がどんな表情で話をしているか知ってもらうため、何よりも本県の障害者福祉への姿勢を示すため、いち早く導入するよう訴えてきた。予算660万円ならば、知事の判断で導入できたのではないか。なぜここまでちゅうちょしたのか。

広聴広報課長

3月10日に県聴覚障害者協会から、知事の記者会見等には、その内容を理解できるよう手話通訳者を設置するよう要望を頂いたところである。この件に関しては、手話通訳を広報媒体に取り入れる手法、いわゆるワイプがよいか、あるいは知事と手話通訳の方が一緒に映る方法がよいかなど検討してきた。また、専決処分などによる対応もあったのも事実であるが、手話通訳については、臨機の対応ということではなく、恒常的に制度として

しっかりと確立したいという趣旨から補正予算による対応となった。しかしながら、この間、聴覚障害者の皆さんに大変御不便、御心配をお掛けしたこと、重く受け止めており、 指摘を真摯に受け止め、速やかに対応していきたい。

石渡委員

- 1 知事会見での手話通訳はいつから導入するのか。聴覚障害者の方は手話通訳の開始を 待っているが、どのように広報するのか。
- 2 恒常的な制度とするとのことだが、来年度はしっかり予算を立てるのか。

県民生活部長

2 県民の命や健康に関わる情報をしっかり届けることはとても大事なことと捉えており、 恒常的な制度として、今後ともしっかりやっていきたい。

広聴広報課長

1 5月1日から、臨時会見などあれば速やかに対応していく。広報についてはホームページなどを活用していく。

石渡委員

埼玉県は手話言語条例を持っている。県行政に当たる私たちは模範を示さなくてはいけない。決意を聞きたい。

県民生活部長

条例によれば手話は正に言語である。その精神を体現するため、しっかりとやっていき たい。

前原委員

- 1 知事会見でパネルを使用するときに手話通訳者が画面から外れることはないか。
- 2 兵庫県では、手話通訳者の口の動きが見えるよう、再利用可能な透明のマスクを作った。活用を考えてほしいがどうか。
- 3 テレビスポットCMでは手話通訳をつける予定はあるのか。
- 4 婦人相談センター個室化事業について具体的内容を伺いたい。また、いつごろ完成するのかも併せて伺いたい。

広聴広報課長

- 1 パネルを使用する場合、パネルを拡大するときは手話通訳者とパネルが映るようにし、 知事が画面から外れて声だけとなる場合はあるが、手話通訳は外れないようにする。
- 2 手話において口の動きも大切な要素であると認識している。兵庫県伊丹市の例も参考に検討したい。
- 3 テレビスポットCMにも手話通訳を必ず入れていく予定である。

男女共同参画課長

4 婦人相談センターの個室化工事については、単身用と世帯用の2室を1室は使えるようにしながらシャワ一室の取付工事を進め、個室3室にする予定である。そのほか母子世帯用の部屋にもトイレと洗面所を設置するなどの工事も予定している。利用者への配慮をしつつ工事を進めるため、約3か月程度の工期を見込んでいる。

前原委員

今回の工事は新型コロナウイルス感染症対策以前からすべきものと考えるが、もっと早くできないのか。

男女共同参画課長

工事全体としては3か月程度かかるが、個室化工事は2か月くらいで完了する予定である。

町田委員

- 1 外国人向けの相談窓口は現在どのように運営しているのか。また「新型コロナウイル ス相談ホットライン」を設置することにより、電話回線や人員体制など、どのように強 化されるのか。
- 2 新型コロナウイルス相談ホットラインはいつ設置するのか。

国際課長

- 1 外国人総合相談センター埼玉では、現在3回線で在所している相談員、在宅相談員、 通訳会社との契約により対応しており、新型コロナウイルスに関連する相談にも答えられる範囲で答えている。しかし、現行の体制では、新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター等につないでも話せる言語が限られているほか、24時間体制ではない。 新たな相談ホットラインでは、最大40人とつながる回線を確保し、11言語24時間体制で相談に応じる予定である。
- 2 議決いただければ速やかに着手し、5月上旬の開設を目指す。